

## 令和8年度第3回都市経営会議 令和8年(2026年)5月11日(月)開催

### ■ 出席者

森市長、藤島副市長、吉田副市長、赤井教育長、藤本上下水道事業管理者、山内技監、羽田部長、柳田部長、古南部長、中出部長、江崎部長、数田危機管理監、中村部長、佐伯部長、総谷部長、政処部長、鈴木部長、岡田部長、荻野消防長、津田議会事務局長、高田部長、藤川部長、藤田部長、下野上下水道局長、甲斐病院副事業管理者、福永病院副事業管理者

### ■ 議事概要

#### 1 令和8年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

#### 2 令和8年度宝塚市水道事業会計補正予算(第1号)について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

#### 3 宝塚市公契約条例(案)の制定にかかるパブリック・コメントの実施について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

・令和9年4月1日に条例が施行された場合、予算や契約事務に大きな影響はあるか。また、特定公契約(労働報酬下限額を設定する契約)として、現時点で想定されている業務はあるか。

⇒予算措置として、新たに設置する審議会の委員報酬を令和9年度当初予算で要求する予定である。一方、令和9年4月から変更となる契約事務はない。

特定公契約の対象は、今後設置される公契約審議会で決定するため現時点では未定である。本市の条例案では、物品購入、賃貸借契約、指定管理者の選定も対象範囲に含まれており、その中から審議会で特定公契約にふさわしいものが議論される。

他市の事例では、工事請負契約や業務委託契約を対象とし、設計金額や契約金額によって適用範囲を定める規定が多く、次いで指定管理者の選定が対象となる例が多い。これ

らの状況から、本市においても契約規模が大きく、人件費の比率が高いものが対象となる見込みである。

- ・労働報酬下限額が予算に反映されるのは令和10年度からという認識でよいか。また、年度途中の委託料や指定管理料への影響はなく、令和10年度予算編成に間に合うよう審議会から答申を受ける想定か。

⇒その想定でよい。現行の予算要求において、各課が契約金額を積算する際に最低賃金で計算している業務はないと認識しており、予算要求への影響はないと考える。例えば、工事請負契約は国の労務単価を基にしている。

ただし、仮に事業者が最低賃金で積算していた契約が存在した場合、その契約金額は上昇することとなるため、結果として落札差金が減少すると思われる。

- ・既に同様の条例を制定している自治体では、制定前と後でどのような状況になっているか。

⇒令和6年度の調査によると、労働報酬下限額を設定した自治体からは、事業者から「業務の質が向上した」「従業員を確保しやすくなった」といった肯定的な意見が寄せられている。

しかし、下限額を設定しない理念型の条例を制定した自治体からも同様の効果があったとの回答があり、労働報酬下限額の設定が直接もたらす影響については、現時点では明確に判明していない状況である。

- ・条例案第24条に規定される「市内事業者への優先的な発注」は、これまでの取り組みをさらに強化し、業者選定委員会の運用方針にも変更を促すものか。

⇒この条例によって、今の取扱いを強化するものではないと考えている。地方自治法には、履行に必要な条件を付ける以外は競争入札を原則としている。現状、市内事業者への優先発注は、地域経済の活性化を目的として法的な根拠がない中で「暗黙の了解」として行われている側面があり、過去には市内事業者に限定した入札で自治体が敗訴した判例も存在する。

条例案第24条第2項で「市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ」と規定しているのは、市内事業者への発注を優先することで、契約金額が不当に高くなったり、契約期間が不必要に長くなったりすることを防ぐためである。したがって、この規定はあくまで「可能な範囲で努める」という努力義務を明文化したものである。

- ・兵庫県内で同様の条例を制定している自治体はどこか。

⇒労働報酬下限額を定める規定のある条例を制定しているのは、三木市、加西市、加東市である。一方、下限額を定めず理念のみを掲げる条例を制定しているのは、尼崎市、丹波篠山市である。

- ・労務単価は毎年大きく上昇する傾向があるが、労働報酬下限額は随時見直しを行うのか。

⇒他の自治体においても、労働報酬下限額は毎年審議会からの答申に基づき決定されており、本市でも同様の運用になると想定している。なお、近年の最低賃金や労務単価の

急激な上昇により、審議会で下限額を決定した後に、最低賃金額がそれを上回る事態が発生し、その対応に苦慮している自治体もあると聞いている。

#### 4 宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】

【質疑等】

- ・兄弟がいる場合に育成会に入所しやすくなる仕組みはあるのか。また、低学年を育成会で、高学年を児童館等だと、年齢に応じた居場所の検討中だったと思うが、その中で小学生3人兄弟全員が育成会に入りたいというニーズにどこまで応えられるのか。もし応えられないのであれば、第3子保育料免除の意義が薄れるのではないか。

⇒現状、入所決定の審査において兄弟がいることへの加点はない。参考として、令和7年度に兄弟3人が同時に育成会へ入所しているケースは4件ある。

子どもの居場所としては、受け皿が不足している低学年は、育成会や民間放課後児童クラブの整備を進め、手厚い保育を提供していく。一方、ある程度自立してくる高学年については、市内の児童館などを居場所として活用していく考えである。

現状、高学年向けの「週5日で緩やかな見守りができる場所」がないことは課題であり、今後議論が必要である。川西市が実施している「放課後キッズプレイス」のように、学校の運動場や教室を活用したスポット的な居場所づくりの実施も検討していく。

- ・今回の改正で減免対象が世帯年収約870万円まで拡大されることは、もっと周知すべきであると思う。制度の基準となっている国の基準額は毎年変動するのか。毎年変動するのであれば、その都度条例を改正するのではなく、規則へ委任することも検討すべきではないか。

⇒国の基準額は毎年変動する可能性があり、近年は増額傾向にある。

利用料の決定を規則に委任することについて総務課に相談したが、「利用料は基本的に条例で定めるべき」との見解であった。小規模自治体では規則委任の例もあるが、本市規模で毎年の基準額変動に応じて利用料を変更することは、議会への説明や保護者の混乱を招く懸念があり、難しいと考えている。

そのため、当面は利用料12,000円で運用せざるを得ない。ただし、基準額の変動による影響は担当部内で毎年算出し、収支決算を見ながら将来的な適正額については継続して検討していく。

- ・市民税所得割課税額が6万円未満の世帯は、今回の改正で負担が増えることになるが、緩和措置などは検討したのか。

⇒他市では減免の所得階層を4～5段階に設定している例もあるが、現時点では階層区分を変更することは考えていない。対象となる市民への丁寧な説明方法は検討する。

5 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 和解することについて

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

7 損害賠償額の決定について

【提 案】 学校教育部

【結 果】 承認

【質疑等】

(質問)

・根本的な解決方法はないのか。

⇒野球部の顧問交代時に練習方法などの引継ぎが十分に行われていなかったことが、問題の一因である。過去にも、練習方法の工夫によってガラスの破損が減少しても、顧問が代わると練習内容が元に戻り、再び破損が発生するという事態が繰り返されてきた経緯がある。

ガラス破損時には、その都度、顧問と校長が謝罪に訪れているが、被害者側から謝罪に応じてもらえない状況であった。個別の破損発生時に速やかに弁償できれば議決は不要であるが、被害者側から一定期間分をまとめて請求されるため、都度の対応が困難となっている。

隣接施設がある学校では、対外試合を行わない、あるいはボール以外の物を打つといった練習方法の工夫は行っているが、子どもたちの練習内容を過度に縛ることは望ましくない。バッティングの方向への注意喚起に加え、様々な工夫を組み合わせ、再発防止に努める指導が行われているとは聞くが、長年にわたり多数の破損が発生している事実を重く受け止め、注意を継続する必要がある。また、万が一事故が発生した際には、速やかに対応することが重要である。

今後、部活動が地域へ移行した際には、活動主体となる地域団体が損害を賠償する必要がある。ガラス数枚の賠償でも高額になる可能性があるため、活動場所の検討などについて、地域のクラブと十分に協議し、連携して進めるべきである。これは当該中学校だけの問題ではなく、全市的な課題として捉える必要がある。事案が発生した際に賠償

して終わりにするのではなく、継続的に状況を確認し、再発防止に取り組む体制を構築すべきである。

## 8 宝塚市都市計画公園見直しガイドラインの制定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・市内に多数存在する「池のある公園」は、本ガイドラインのフローに沿って評価した場合、多くが整備の実現性がないと判断され、廃止の対象となるのか。  
⇒原則として廃止を前提に検討する。今後整備予定のないため池のために、長期間にわたり土地利用の制限をかけることは、誰の利益にもならないと考える。一方で、本ガイドラインは、小林駅周辺のように土地利用の要望がある場所については、整備の実現性を高める方向で検討できるような枠組みにもなっている。
- ・運動公園や大堀川緑地といった一部未整備の都市計画公園について、当初どのような公園とする計画だったのか。また、国庫補助金で整備した花屋敷グラウンドやきずきの森は、都市計画公園として位置づけられていないという認識でよいか。公園の存廃を判断するにあたっては、こうした当初の計画を踏まえて検討する必要があると考える。  
⇒多くの公園は昭和40年代に都市計画決定されており、その際の計画は当時の資料として残っている。北雲雀きずきの森は、「都市計画公園」ではなく「都市計画緑地」として決定されており、どのような緑地を目指すかという方針が資料で確認できる。一方で、大堀川緑地のような一部未整備の区域については、当時の詳細な図面があった可能性はある。未整備区域に対しては、これからの見直しの中で検討していく必要があると認識している。
- ・約50年もの期間、都市計画の制限を課してきた土地について、このタイミングで指定を解除することにより土地の資産価値が上昇する可能性がある。その場合、過去に制限によって安価で土地を売却せざるを得なかった元所有者などから、差額分の補償を求める声が上がることはないのか。  
⇒都市計画の変更手続きにおいては、都市計画審議会での審議や、計画案の縦覧、市民からの意見募集などを実施する。その過程で、ご指摘のような意見が寄せられる可能性は否定できない。しかし、将来的に整備の見込みがないにもかかわらず土地利用の制限をかけることは、行政として、本来あるべき姿ではないと考える。
- ・過去には、病院の移転候補地が都市計画公園の区域内であったために計画が進まなかった事例もある。本市は利用可能な土地が限られているため、本ガイドラインに基づき、着実に整理してほしい。

## 9 宝塚市新病院整備基本計画書【基本部分】(案)について

【提 案】 市立病院

【結 果】 継続審議

【質疑等】

- ・概要版資料の診療科一覧には精神科の記載がない。これは、新病院では精神科を設置しないと決定したという認識でよいか。以前の検討会でも精神科の存続について議論があったが、明確な回答が得られなかったと記憶している。また、ステップハウスが公社運営であることは、これまでの資料同様に明記すべきではないか。関係団体からは精神科設置の要望が常時寄せられており、パブリック・コメントでも同様の意見が出されると想定している。

⇒「ステップハウス」に関する表現は再検討する。

精神科については、現状も市立病院に診療科として存在しておらず、心療内科がその役割を担っている。新病院においても精神科は設置しない方針である。

- ・阪神北準圏域において高度急性期病院が不足していることは県の地域医療構想会議でも議題となっているが、高度急性期機能は県が担うべきであり、市立病院が担うべきではないとも考える。今後は、市立病院が高度急性期まで担うという方向性でよいか。手術支援ロボット「ダヴィンチ」の導入により、機能は充実したが、高度化すればするほど費用も増大することを懸念する。

⇒市立病院は、現在も今後も急性期医療を中心としていく方針である。ただし、一部には高度急性期を担える機能も有しているため、計画書にはこのような記載となっているが、再度表現を検討する。

- ・基本計画の「基本部分」のみにパブリック・コメントを実施し、その結果を反映して10月頃に「個別部分」を含めた成案とするとのことだが、個別部分を含めた計画全体で、再度パブリック・コメントを実施する予定はないのか。市民の中にはハード面だけでなくソフト面も含めた新病院の全体像に関心を持つ人もいるはずであるため、全体像を示して意見を求めることも重要ではないかと思った。

⇒パブリック・コメントは「基本部分」のみを対象とする予定である。「個別計画」は医療機器の整備計画など専門的な内容で、市民が意見を出しにくいと考えている。このため、基本部分について、幅広く意見をいただき、できるところは個別計画にも意見を反映する方向性。

- ・健康センターは最終的にどこへ移転するのか。もし病院内への移転となれば、計画上の面積や建設費用に大きな影響を与えるが、その方針が未定のままパブリック・コメントを実施するのか。令和11年度から新病院の建設工事が始まることを考えると、施工ヤード確保のために、令和9年度～令和10年度の間に解体・移転を終える必要があり、スケジュール的に厳しいのではないかと。

⇒健康センターは移転の方向で検討を進めているが、移転先が病院内になるか、別の場所

になるかは現在検討中である。この決定は新病院の設計に大きな影響を与えるが、新病院の建設計画を進める中で、健康センターの移転スケジュールに合わせた計画を立てることは可能と考えている。現在は新病院自体の計画を先行させている状況である。

- ・ 310 床への病床変更について、収支計画を見ると令和 10 年度から入院収益が減少しているが、これは新病院への移行に伴い、病床を段階的に減らしていくという見込みか。  
⇒新病院の開設時に病床数が減少するため、それに合わせて看護師数を段階的に減らし、受け入れ可能な入院患者数を算定した結果、入院収益が減少する計画となっている。

- ・ 令和 15 年度に「長期前受金戻入」が増加し、経常利益がプラスに転じている。これは現金収入を伴わないため、キャッシュフローの不足が解消されるわけではない、という理解でよいか。

⇒会計上の収益は増加するものの、現金の不足が埋まるわけではない。

なお、病床数については、現在 436 床で届出をしているが、実際の稼働は 328 床程度である。7 月からは看護師が増員されるため 350 床まで稼働を増やしたいと考えているが、将来的に新病院が全室個室となることも踏まえ、現状よりダウンサイズした 310 床が適正と判断し、計画している。